

ILO決議への対応に係る検討事項の詳細整理について

- ILO決議への対応については、第1回研究会（H26.10.2開催）で基本的な検討の方向性について提示し、また、その後の研究会で、「未活用労働の把握に関するモニター研究」、「就業希望の把握に関する準備調査」（以下「準備調査」という。）や「主要国へのILO決議対応状況に関する照会」（以下「各国照会」という。）といった、検討のためのスキームについて議論・検討してきたところである。
- 次回（第6回）の研究会において、準備調査の中間報告や各国照会の状況報告を含め、ILO決議への対応に係る検討を行うこととしていることから、これまでの議論等を踏まえ、ILO決議への対応に係る検討事項の詳細について整理した（本研究会の今後の議論等により、検討事項の詳細内容は追加／変更／削除される場合がある）。

1 新定義による調査・集計・公表に関するスケジュール

○ 平成30年1月からを目途に新定義による調査・集計を開始

- ※ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、ILO決議への対応は28年度末までに結論を得ることとされているため、27年度までに準備調査による実地検証等を行った上で、28年度内を目途に調査の変更計画案を統計委員会に諮問。新定義による調査・集計に必要な準備期間を考慮し、平成30年1月からを目途に、新定義による調査・集計を開始
- ※ 長期時系列分析や政策判断指標の継続利用の確保を考慮し、平成30年1月以降も旧定義による調査・集計を実施
- ※ 新定義の失業率については季節調整系列ができるまでの間は参考系列として公表

⇒ 新定義に係る概念・用語の整理

- ※ 内定者や求職活動の結果待ちの者の取扱い等
- ※ 旧定義の失業率を「完全失業率」、新定義の失業率を単に「失業率」と呼称する等
- ・ 具体的な集計事項の検討（新定義の失業率について、参考系列として公表する場合及び主系列として公表する場合の具体的な集計事項）
 - ※ 現行の公表スケジュールを維持しながらのシステムの改修や、審査・集計事務量も踏まえた検討が必要
- ・ 新定義による失業率（原数値）の公表開始時期の検討（時系列比較等が行えるまでの間の取扱い）等
 - ※ 半年程度のデータを蓄積し、時系列的な分析期間を確保するか

○ 最速平成32年1月からを目途に新定義の結果に切替え

- ※ 準備調査（平成27年10月から半年間実施）において新定義による失業率の季節性検討のためのデータを併せて把握し、28年の統計委員会において新定義の失業率に旧定義の季節指数を適用することの可能性等を審議
- ※ 平成30年1月から新定義の失業率について1年間の季節性を確認し、新・旧定義でほとんど差がない場合は、31年に統計委員会に諮問した後、最速32年1月から新定義による失業率（季節調整値）を主系列として公表

⇒ ・ 準備調査結果による季節性の検証方法（別紙1）

- ※ モニター研究結果を踏まえ、女性や高齢者等の属性別の検証が必要

・ 新系列に対する遡及系列の作成方法及び範囲（別紙2）

- ※ 特定調査票を活用し、月次単位で遡及。遡及する範囲や男女・年齢等の属性についての検討が必要

・ 主要国における季節調整方法の確認

等

- ※ 各国照会に基づき、内容を確認する必要

2 失業率の取扱い

○ 新定義の失業者の求職活動期間は「1か月」とする方向で検討

- ※ 現行の特定調査票における「1か月」での記入との整合性、未活用労働指標に関する特定調査票結果による分析可能性、調査票記入の正確性確保等を勘案し、新定義の失業率の求職活動期間は「1か月」として準備調査等において検討用データを把握

⇒ ・ 準備調査による結果と労働力調査特定調査票による結果との比較・検証

- ※ モニター研究結果を踏まえ、女性や高齢者等の属性別の検証が必要

・ 「4週間」としている国の実態の把握

等

- ※ 週単位での雇用慣行などの実態把握も必要

○ 新定義の失業者の就業可能期間は「2週間延長」することを含め検討

- ※ 主要国の対応状況を把握しつつ、準備調査等において検討用データを把握

⇒ ・ 主要国におけるオプションの採用状況及びその理由

- ※ 各国照会に基づき、内容を確認する必要

・ 準備調査結果による男女・年齢等の属性別分析

等

○ 新定義の失業率への切替え後も旧定義の失業率を参考系列として公表

※ 長期時系列分析や政策判断指標の継続利用の確保を考慮

⇒ ・ (1)における用語の整理の検討と関連) 新旧定義の失業率の用語等について、
ユーザ視点でわかりやすく整理すること 等

※ 旧定義の失業率を「完全失業率」、新定義の失業率を単に「失業率」と呼称する等

3 失業率以外の未活用労働指標 (LU2~4) の取扱い

○ 平成30年1月から特定調査票の枠組みを活用し、四半期別に作成・公表

※ 報告者負担や調査・集計に関する費用・要員等の問題を勘案すると基礎調査票 (4万世帯) において毎月調査することは現実的に困難であること及び現行の特定調査票 (1万世帯) において失業率以外の未活用労働指標の算出に必要な調査事項の多くが既に把握されていることから、現行の特定調査票の枠組みを活用し、四半期別に作成・公表

$$LU2 = (\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者}) / \text{労働力人口} \times 100$$

$$LU3 = (\text{失業者} + \text{潜在的労働力人口}) / (\text{労働力人口} + \text{潜在的労働力人口}) \times 100$$

$$LU4 = (\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者} + \text{潜在的労働力人口})$$

$$/ (\text{労働力人口} + \text{潜在的労働力人口}) \times 100$$

⇒ ・ (1)における用語の整理の検討と関連) LU2~4の指標名や「時間関連不完全就業者」といった用語について、誤解を与えないような用語の整理

※ LU2~4の名称については、指標の構成要素となる「時間関連不完全就業者」や「潜在的労働力人口」といった用語について適切な用語を定めることと併せて検討する必要がある。

・ ヘッドライン指標の取扱い 等

※ LU1を従来の完全失業率と同様の位置づけで公表し、LU2~4については詳細集計結果 (四半期) で公表する 等

<参考>ILO決議内容（失業者等の新定義）

～平成25年度雇用失業統計研究会（第2回）資料より抜粋～

○時間関連不完全就業者

就業者のうち、短い参照期間に、①追加的に仕事をすることを希望し、かつ②（副業を含めた）すべての仕事の合計就業時間が特定の閾値よりも短く、かつ③追加的な時間就業可能な者。

○失業者

一定年齢以上で、①就業してなく、②**4週間or 1か月以内**に仕事を探す活動をしており、③就業可能な者（国情により参照期間を先へ**2週間を超えないで拡大可能**）の3条件を満たす者。（**太字部分**が新規追加部分）

○潜在的労働力人口

一定年齢以上の者で、短い参照期間中就業でも失業でもなく、かつ、以下の条件（のいずれか）を満たすすべての者。

(a) ①仕事を探す活動を行い、②現に就業可能ではないが、国の状況により定められ短い期間内に就業可能となる者（就業可能ではない求職者）

または

(b) ①仕事を探す活動を行わなかったが、②就業を希望し、かつ③現に就業可能な者（就業可能な潜在（的）求職者）

○未活用労働(Labour Underutilization)に関する指標

・LU1～LU4の4つの指標のうち、2つ以上をヘッドライン指標とする。



注：ここで記した「未活用労働」、「時間関連不完全就業者」及び「潜在労働力人口」の訳語は仮のものであり、今後変更する可能性がある。

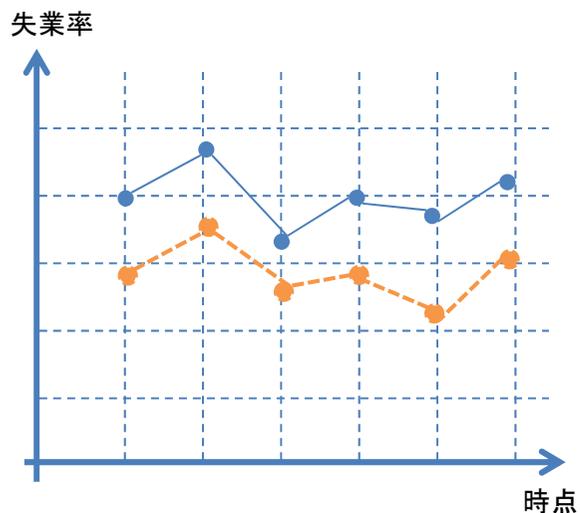
基本的な分析方法

- 準備調査で、労働力調査と同様の比推定を実施(南関東分について復元する)
⇒ 労働力調査の南関東・月次集計系列との比較で、季節性を確認することができる
- 具体的には、次の系列の確認を実施:

<準備調査>	...	<労働力調査>
A/Bによる完全失業率の系列	...	基礎調査票による完全失業率の系列
Aによる新定義失業系列	}	...
Bによる新定義失業系列		
- モニター研究結果を踏まえ、女性や高齢者等の属性別の検証が必要

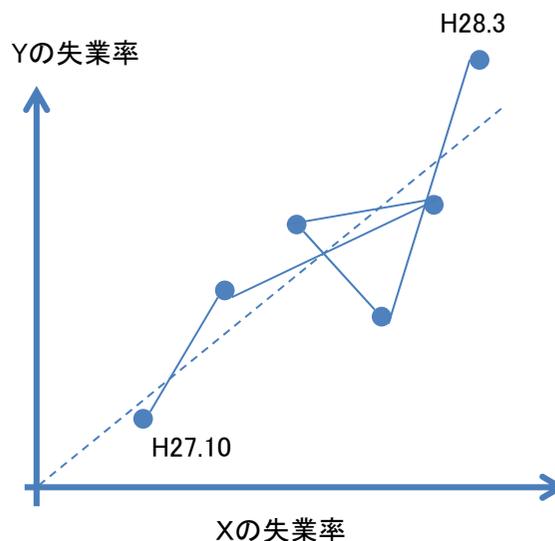
分析例①:トレンド比較

○6か月分のトレンドを比較



分析例②:相関比較

○二つの失業率をプロットして相関を確認



分析例③:パネル比較

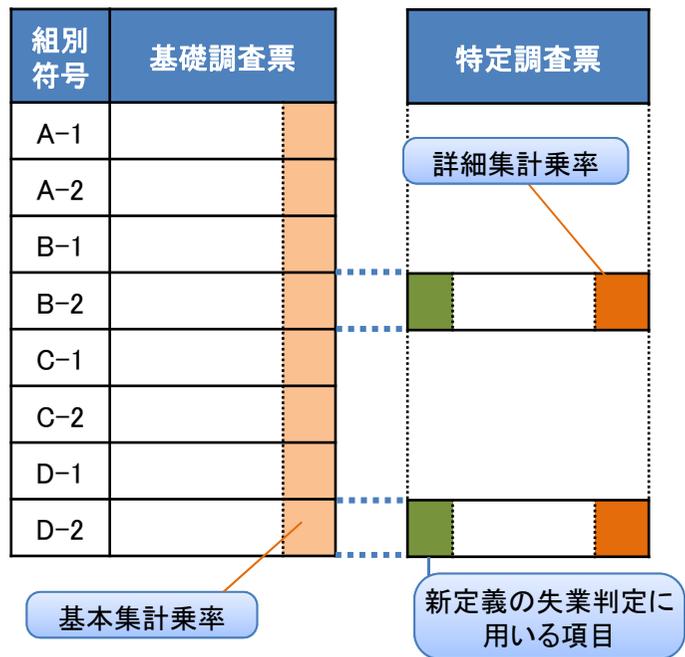
○2月分をパネル化して傾向を確認

		(X+1)月 調査票B			
		就業者		(旧)非労	
		(新)失業者	(新)非労	(新)失業者	(新)非労
X月 調査票A	就業者				
	(旧)完全失業者	(新)失業者			
		(新)非労			
	(旧)非労	(新)失業者			
(新)非労					

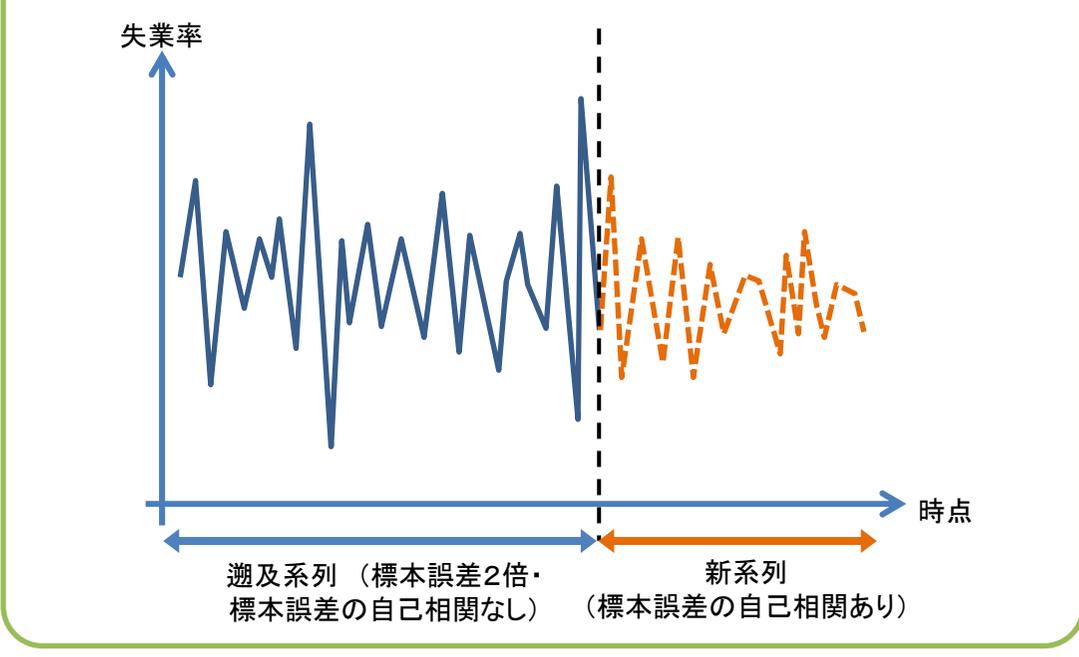
前提及び遡及集計方法

- 労働力調査結果(基礎+特定)から試算される新定義失業の概念が、準備調査Bの結果とほぼ同様であれば、現行の基礎+特定から、以下の手順で新定義による失業率等の集計が可能である：
 - ① 基礎と特定を世帯単位・個人単位でマッチング
 - ② 特定調査票の項目を基礎調査票の項目の一部とみなし、基礎調査票の乗率で集計
 - ※2年目2か月目のみであり、サンプル数は通常の1/4
 - ⇒ 標本誤差は2倍想定、副標本の2組分に相当(標本設計は維持される)
- 「2年2か月目」のみを集計するため、サンプルローテーションにより発生する標本誤差の自己相関がなくなる可能性
 - ⇒ 現行のX-12ARIMA(のX-11デフォルト)による季節調整は、原系列(すなわち、標本誤差の自己相関を含む系列)で実施している。したがって、遡及系列と新系列の構成要素が変化する可能性がある。

調査票結合のイメージ



遡及系列と新系列の接続イメージ



遡及系列への時系列モデルの適用

$$Y(t) = X(t)\beta(t) + T(t) + S(t) + I(t) + e(t)$$

観測値 回帰 トレンド 季節変動 不規則変動 標本誤差

現在の都道府県別
推計のモデル

○現在の都道府県別推計では、標本誤差項に、自己相関を持つモデルで推定している。

- ⇒ ・遡及系列では自己相関を持たず、標本誤差が2倍程度であり、
・新系列では自己相関を持つ

○全国結果について、上記前提で(標本誤差項について、新系列・遡及系列の変更時点で、レベルシフトと同様の事象が生じるとみなして)、回帰・トレンド・季節変動・不規則変動分のパラメータが推定できれば、遡及系列の標本誤差項を調整することで、新系列と接続可能な時系列が作成でき、適切な季節調整も実施できるのではないかと

季節変動成分の推定方法

- ① 上記時系列モデルで得られた季節変動部分をそのまま季節調整指数化して適用
⇒ (メリット)推定結果の過程で季節変動成分が得られる。
(デメリット)従来のX-12ARIMAによる季節調整指数と手法・性質の異なる季節調整指数となる。
- ② 上記で推定した遡及時系列の標本誤差項に調整を加え、「季節調整用遡及時系列」を作成する。
(標本誤差項を推定できることから、自己相関を持ち、標本誤差が新系列と同程度である調整を加えることが可能)
これにより、「季節調整用遡及時系列+新系列」にX-12ARIMAを適用する。
- ③ ①及び②といった手法は、時系列モデルを利用した接続であり、統計的に妥当な手法になると考えられるが、影響が大きくなければ、ユーザの利便性・わかりやすさの観点も踏まえ、単純な遡及系列を含む系列に季節調整を実施する、あるいは従来の完全失業率の系列に用いている季節調整指数を用いる、といった事も考えられる。